

# 平成27年度事業計画について

## 1 基本理念 「こころ」あふれる支え合いのまち くるめ

## 2 基本目標

- (1) 心 ～ 地域意識をつくる (地域福祉に関する意識啓発と情報の共有)
- (2) 実 ～ サービスをつくる (福祉サービスと相談体制の充実)
- (3) 人 ～ 地域で活躍する人材をつくる (地域活動への参加と人材育成)
- (4) 場 ～ 活動の場をつくる (交流の場の確保とバリアフリー化の推進)
- (5) 和 ～ 支え合いの仕組みをつくる (地域での支え合いと連携の仕組みづくり)

## 3 基本方針

平成27年度は、生活困窮者自立支援法の施行や地域包括ケアシステムの構築などを目指した介護保険制度の見直しなど、社会保障制度の節目の年となります。そのため、社協に対して、地域福祉のさらなる推進に取り組むことが期待されています。

その様な中、少子高齢化の進行等により、高齢者世帯・単身者世帯が増加し、また生活形態の変化等により社会的孤立が広がっており、経済的困窮に起因する生活課題は大きな地域福祉の課題となっています。

これらの複合的・重層的な課題に対応し、地域で安心して暮らせるための切れ目のない支援や支え合いの仕組みづくりを進め、『「こころ」あふれる支え合いのまち くるめ』の実現を図るため、次の方針に基づき取組みを進めます。

- (1) 地域における福祉活動やネットワークづくりを推進します。
- (2) 生活支援機能と福祉相談窓口機能の充実を図ります。
- (3) 将来の福祉を担う世代に対する福祉教育やボランティア活動活性化を進めます。

## 4 本年度の重点取組みの内容

基本方針に基づき、本年度の重点取組みとして次の7項目の取組みを進めます。

### (1) 地域福祉活動、ネットワーク活動の推進

- ① 高齢者をはじめとした誰もが集える場、閉じこもり等の予防を期待できる場として、ふれあい・いきいきサロンや共生型サロンなどの普及・充実を図ります。
- ② 地区社協など地域福祉の推進組織と協働し、さまざまな学習の機会等を通じて見守り訪問活動やサロン活動などの地域福祉活動を担う人材の確保、後継者育成に取り組めます。
- ③ サロン活動や見守りのネットワーク活動と地域担当コーディネーターの連携を強化し、新たな地域課題や、個別課題の発見に努め、関係機関や専門職による支援につなぐ仕組みづくりに取り組めます。
- ④ 地域の福祉課題を明らかにし、解決する道筋を具体化する「地区福祉活動計画」の策定・見直しを支援します。

### (2) 生活支援・相談機能の充実

- ① ふれあい福祉相談所に寄せられる様々な福祉課題を関係機関が共有し、協議する場である運営委員会の更なる連携強化を図り、相談機能の充実と切れ目のない支援体制づくりを進めます。
- ② 地域で寄せられた複雑で困難な相談事例を取りまとめ、効果的な支援や関係機関と連携した円滑な支援につながるよう、対応事例集を作成します。

### (3) 成年後見事業の推進

- ① 平成26年度より市から受託している、成年後見に関する相談や申立て支援等を行う成年後見センター事業の更なる周知を行うと共に、関係機関と連携を図りながら適正な運営に努めます。

- ② 平成 26 年度から取組みをスタートした法人後見事業について、適正な運営を行います。

#### (4) ボランティア活動の活性化

- ① ボランティア情報の提供や研修事業の充実を図るとともに、関係機関や団体との連携を深め、ボランティアセンター機能の強化を図ります。
- ② ボランティア連絡協議会との連携により、ボランティアグループの活動充実・活性化を進めます。
- ③ 災害ボランティアセンターの円滑な設置運営を図るため、マニュアルに基づいた定期的な訓練を実施し、必要に応じ、マニュアルの見直しに取組みます。

また、久留米市防災計画に基づき、まちづくり連絡協議会、市の防災組織担当課等と連携し、地域の自主防災のリーダーとなる防災士の計画的な養成を進めます。

#### (5) 福祉教育の推進

福祉協力校連絡会や地域等との連携により、高齢者・障害者との交流や、ボランティア活動を取り入れるなど、学習プログラムの内容を充実し、福祉教育の推進に努めます。

#### (6) 広報啓発機能の強化

- ① あらゆる年代を想定して、広報紙など基本的な広報手段の活用と共に、ホームページやフェイスブック・ツイッターなどの広報手段も積極的に活用し、広報啓発の充実を図ります。
- ② 社協活動への理解を深め、わかりやすく、活動に参加したくなる広報活動づくりに取組みます。
- ③ 災害時の迅速な情報伝達に備えるための F A X 網を活用し、市社協等の定期的な情報提供を行います。

## (7) 指定管理受託施設の運営

本年度から指定管理者となる3施設（総合福祉会館・三潴総合福祉センター・田主丸老人福祉センター）については、福祉活動の拠点施設として、円滑な運営に努めます。